研究成果報告書 科学研究費助成事業

6 月 18 日現在 令和 元 年

機関番号: 32699

研究種目:基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2014~2018

課題番号: 26370760

研究課題名(和文)近代の地中海周辺地域における法文化の循環

研究課題名(英文)legal culture in the modern Mediterranean region

研究代表者

工藤 晶人 (KUDO, AKIHITO)

学習院女子大学・国際文化交流学部・准教授

研究者番号:40513156

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、これまで主として中世史・近世史において蓄積されてきた、地中海周辺地域におけるヨーロッパとイスラーム世界の接触・ 交渉という領野を19世紀史においても開拓しようとするものである。そのための具体的方策として、植民地法の多元性に着目し、アルジェリアにおける多元的法制と「ムスリム・アルジェリア法」、その前史となる思想史とサン=シモン主義の関わり、北アフリカからレヴァント地域 における通訳者、翻訳者の活動についての集団伝記的研究を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義
F. ブローデルの提唱以来半世紀以上がたち、地中海史の研究はあらたな段階をむかえつつある。そのなかで本研 究は、法文化の多元性と循環という視点から貢献することを目的とする。本研究の学術的意義を広くとらえるなら、以下の三点があげられる。第一に、地中海史という枠組みの根拠を再考しようとする空間の視点。第二に、近世を舞台として理論化された地中海世界像を、その前後の時代においてどのように位置づけるのかという時間の視点。そして第三に、ヨーロッパ史とイスラーム史という研究分野の区分を架橋しようとする視点である。

研究成果の概要(英文): This study aims at investigating the intercultural negociation in the modern and contemporary Mediterranean. It concerns mainly the plural legal system in the colonial context with reference to the case of "Algerian Muslim Law. It explores the role played by translators and interpreters.

研究分野: 地中海史

キーワード: 地中海 法社会史 植民地 フランス 中近東

様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19(共通)

1.研究開始当初の背景

ブローデルが地中海史を提唱してから半世紀以上がたち、その研究はあらたな段階をむかえつつある。国内においては歴史学研究会編『地中海世界史』(1999-2003 年)が議論の土台を提供し、国外においても、重要な問題提起が相次いでいる。

たとえば Horden/Purcell, *The Corrupting Sea: A Study of Mediterranean History*, 2000 は環境史の視座を導入し、Abulafia, *The Great Sea: A Human History of the Mediterranean*, 2011 は、人間集団の交流という視点から古代から現代までの地中海史を通観する。イスラームとヨーロッパの関係に焦点をあてた通史としては、Laurens/Tolan/Veinstein, *L'Europe et l'Islam: Quinze siècles d'histoire*, 2009 がある。

これらの業績に共通するのは、つぎの三つの問いである。第一に、地中海史という枠組みの根拠を再考しようとする空間の視点。第二に、近世を舞台として理論化された地中海世界像を、その前後の時代においてどのように位置づけるのかという時間の視点。そして第三に、ヨーロッパ史とイスラーム史という研究分野の壁を越えようとする視点。これらの問題意識を受けつ、本研究においては近代の地中海における法の多元性という課題に着目した。

2.研究の目的

法学・法制史の分野においては、西欧を中心とした古典的歴史観を再考する試みが蓄積されてきている。非ヨーロッパ地域において西欧法を範とする法体系が形成された現象は、古典的な見方にしたがえば、西欧から周辺地域への法の継受としてとらえられてきた。しかし近年、西欧法の普遍性という前提を再考し、当事者たちによる主体的選択といった観点から、法の移転・形成を読みなおそうという問いかけがなされている。そうした研究に共通するのは、ヨーロッパと非ヨーロッパに遍在する法的多元性に着目し、一方向の伝播・受容としてではなく、いわば循環的なダイナミズムとして法の世界化をとらえようという視点である。(長谷川晃編著『法のクレオール序説』2012 年、鈴木秀光他編著『法の流通』2009 年、Benton, Law and Colonial Cultures, 2002 等)。

以上のような研究潮流と、申請者がこれまでに蓄積してきた植民地期アルジェリアの社会史研究という二つの流れが交差するところに、19世紀~20世紀前半の地中海周辺地域における法文化の移転、交流というテーマが浮上する。本研究計画は、19世紀から 20世紀前半の地中海周辺地域において複数の法文化が接触・交流したことに注目し、とくに植民地状況下におけるフランス法とイスラーム法の接触から生み出された循環的動態を考察することをめざした。

3.研究の方法

研究の出発点となるアルジェリアの状況は以下のように整理できる。一般にアルジェリアは、内務省管轄下で「同化」政策が進められた植民地として知られてきた。しかし実態をみれば、法の一元化は実現せず、イスラーム法とフランス法を接合した独特の法制が敷かれていた。申請者はこれまでの研究において、フランス人東洋学者の活動が多元的な法制の基盤となった過程を分析し、土地法を事例として一定の見通しを示した。そこであらたな課題となったのが、時代、地域を拡大した比較史の展望と、土地法とならんで植民地体制の基盤となった身分法の問題であった。以上をふまえて本研究は、19世紀初頭から両大戦間期にかけての地中海周辺において、フランスの統治下におかれた地域を比較することを試みた。具体的には、チュニジア(1881年から保護領)との比較である。

当初の構想は、これらの地域において、イスラーム法を軸とする現地の法規範と、植民地体制下のフランス法が、いかにして接合され、共存し、また相互に排除する関係にあったのかという点にあった。研究期間を通じて明らかとなったのは、「ヨーロッパ」と「イスラーム」を架橋することによって新たな時代への思考を開こうとした一群の人々の思想により個別、具体的に分け入らなければならないという課題である。またそのためには、従来の西洋史、東洋史という分野の壁を相対化した地中海史という枠組みそのものの意味を問いかけるという史学史の作業が必要となった。

4.研究成果

以上の経過をへて、公表された三点の論文集掲載論文と、刊行準備中の研究成果を以下にまとめる。

(KUDO and OTA 2018)においては、近世の海洋における法的秩序と略奪行為(私掠・海賊)との関わりについて論じた。近世地中海における私掠とは、私的な経済行為と国家間の外交とが交錯する活動であった。18世紀まで、私掠活動はキリスト教徒側とイスラーム教徒側が、相

互に外交上の承認を受けるなかで行われていた。その点において、地中海南北の政治体のあいだには共有された規範があった。19世紀になって明確となるヨーロッパ諸国による海賊活動禁止の動きは、そうした共有の規範からの離脱を意味するものであり、異なる規範を持つ二つの世界の出会いではなかった。海上略奪は無秩序の同義語ではなく、むしろ地中海海域の秩序の一部であった。そうした伝統は、19世紀の後半まで部分的に存続したのであった。

(工藤 2017)においては、グローバル・ヒストリーの潮流のなかに地中海史を位置づけることの可能性と、課題について述べた。地中海とは、固有の名前と一定の境界をもち、政治的、軍事的、経済的な支配の対象となり、その領有またはそこへの帰属が問題とされるような範囲である。その意味で地中海は、たんなる空間とは区別されうる一つの領域である。そして領域とは、一個の文化的構築物である。そうした前提に立つとき、近代の地中海史は、地中海革命という新しい概念をもちいて南北両岸にまたがる政治、社会、文化的諸現象を考察していくことが可能である。

(工藤 2016)では、土地制度史から派生した課題としてブドウ栽培の比較史を試みた。南アフリカのケープと、北アフリカのアルジェリアは、それぞれ違う時代に別の宗主国のもとで植民地化を経験した地域であるが、19 世紀から 20 世紀にかけてそれぞれ一時代の有数のワイン生産地となったという点で共通点をもつ。かたや奴隷制に依存し、かたやヨーロッパ系移住者を中心とした労働力を柱とするワイン用ブドウ栽培には大きな違いがある。植民地におけるブドウ栽培の歴史は、宗主国側の経済政策に大きく左右された。しかし関連は、一方向にかぎられていたわけではない。同じくフィロクセラ危機の対応にみられたように、植民地との関係のなかから形作られてきた品質規制が本国における制度に影響をおよぼした例もある。ブドウ栽培もまた、帝国に織り込まれた循環的なネットワークの一部をなしていた。

以上に加えて、学会発表(、 、)でとりあげた課題に関連して、ヨーロッパの 19 世紀を革命の時代、イスラーム世界は改革の時代、という古典的な見方を越えて、両者がともにゆるやかな革命を経験したという観点から、アルジェリアにおける土地制度改変、チュニジアにおける立憲改革にかかわった外国人と現地人の活動、その背景にあった思想的交流と社会的結合などを集団伝記の手法でとりあつかう論考を準備している。その骨子は、2019 年度中に単著として刊行予定である。

これらの業績はそれぞれ、地中海史という具体的な地域の視座から一国史、グローバル・ヒストリー双方へと問いを投げかけ、近代世界の特質を考える分野横断的な交流の可能性を広げるものと考える。

5 . 主な発表論文等

[雑誌論文](計 0件)

[学会発表](計12件)

工藤晶人「辺境の土地革命 1863年4月22日元老院議決における所有権の問題」、日仏歴史学会研究大会、2018年3月

工藤晶人「植民地都市の空間と視線」、日仏会館科学講座「フランス都市の多文化共生」、 2017 年 1 月

工藤晶人「地中海史と近代史の記述」、科研費基盤研究「多極化する世界への文際的歴史像の探求」研究会、2016 年 11 月

工藤晶人「地中海史という構想 ブローデルとその後」、第66回日本西洋史学会大会小シンポジウム、2016年5月

工藤晶人「ブローデルと植民地の地理学」、立教大学 SFR「グローバルヒストリーのなかの 近代歴史学」研究会、2016 年 3 月

Akihito KUDO, "French Colonial Police and Surveillance of Daily Life: a Comparative Perspective," SEASIA 2015 Conference, Kyoto, December 2015

工藤晶人「植民地期アルジェリアにおける統治と強制」、科研費新学術領域研究「新興国の政治と経済」研究会、2015年9月

工藤晶人「サン・シモン主義者の改宗」、地中海学会シンポジウム「海のかなたへ 移動

と移住」、2015年6月

工藤晶人「イスマイル・ユルバンの道程 カリブから地中海へ」、国際商業史研究会、2014 年 11 月

工藤晶人「移植される生活圏 近現代の西地中海の事例から」、大阪市立大学都市文化研究センターセミナー、2014年7月

工藤晶人「アルジェリアと海 近世から近代への持続と変化」、日本イスラム協会公開講演会、2014年6月

Akihito KUDO, 《 Discours de légitimation du droit foncier colonial en Algérie, Institut de recherches et d'études sur le monde arabe et musulman 》, Colloque "Propriété et société en Algérie contemporaine. Quelles approches ?" 2014年5月

[図書](計 3件)

KUDO Akihito and OTA Atsushi, "Privateers in the Early-Modern Mediterranean: Violence, Diplomacy and Commerce in the Maghrib, c. 1600-1830," in Atsushi Ota (ed.), in the Name of the Battle Against Piracy: Ideas and Practices in State Monopoly of Maritime Violence in Europe and Asia in the Period of Transition, 2018年3月

工藤晶人「地中海史の見取り図」、羽田正編『グローバル・ヒストリーの可能性』、山川出版社、2017年、182-195頁

工藤晶人「大陸の果ての葡萄酒 アルジェリアと南アフリカ」、石川博樹 小松かおり 藤本武 編『食と農のアフリカ史 現代の基層に迫る』、昭和堂 2016 年、223-236 頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称: 発明者: 権類: 種類: 音解年: 国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6.研究組織

(1)研究分担者 研究分担者氏名: ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:職名:

研究者番号(8桁):

(2)研究協力者 研究協力者氏名: ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。